

平成 28 年度 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会第 1 回議事概要

- 開催日時：2016 年（平成 28 年）6 月 28 日（火）午後 15：00～17：00
- 開催場所：市役所 5 階 第 7 会議室
- 出席委員：東海邦彦委員長、富岡幸一郎副委員長、太下義之委員、山崎稔恵委員
- 欠席委員：なし
- 事務局：文化スポーツ課 阿万野課長、黒羽係長、市村主事補
- 会議の公開・非公開：公開
- 傍聴者数：0 名
- 議題：1 平成 27 年度事業に関する評価の対象、進め方について
2 平成 28 年度事業について
3 その他

■資料：

【事前送付資料】

- ・施策の柱（基本計画 抜粋）
- ・資料 1 平成 27 年度事業について
- ・資料 2 文化振興基本計画進捗状況シート
- ・参考資料①ホール指定管理概況
 - ②平成 27 年度 文化プラザホール運営・管理業務報告（指定管理者）
 - ③平成 27 年度 利用者アンケート報告（指定管理者）
 - ④平成 27 年度 自主文化事業要覧（指定管理者）
 - ⑤逗子アートフェスティバル 2015 報告書
- ・平成 27 年度第 2 回議事録案

【当日配付資料】

- ・平成 28 年度 文化振興基本計画調査・評価委員会 第 1 回 会議次第
- ・文化振興基本計画調査評価委員会 名簿
- ・逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則
- ・資料 2 文化振興基本計画進捗状況シート
 - 2-2 ①②③ 事業進行管理票
 - 2-3 評価シート
- ・資料 3 平成 28 年度事業について
- ・参考資料⑥逗子文化プラザホール指定管理者候補選定委員会規則（改正）
 - ⑦逗子文化プラザホール指定管理に関する基本協定書・別記 4（一部抜粋）
- ・日程調整表及び今後のスケジュールについて

【追加資料】

- ・逗子文化プラザホール指定管理に関する基本協定書（自主文化事業に関する部分の抜粋）
- ・S a M A L パンフレット
- ・逗子市郷土資料館パンフレット

■議事概要

(東海委員長)「平成 28 年度逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会第 1 回会議」を開催する。
(事務局) 本日の委員会は、委員 4 名中全員出席で、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、この会議は成立することを報告する。なお、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則第 4 条第 2 項の規定により、平成 30 年 6 月 29 日までが任期となるのでよろしく願います。

(東海委員長) 配付資料の確認をお願いします。

(事務局) 配付資料を確認する。

(東海委員長) 前回の委員会の議事録案についてこの内容で確定させてよろしいか。

(委員) 異議なし

(東海委員長) 平成 27 年度第 2 回議事録は確定することと決定した。

次に、議題(1)平成 27 年度事業に関する評価の対象、進め方について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 平成 27 年度事業に関する評価の進め方については、既に昨年 10 月の第 2 回会議において審議して頂き、前年度と同様に実施することとなった。事業についてはその時点で終了してないものもあったので、概要を報告する。なお、昨年度は第 1 回会議で作成済みの一部の評価シートを配付したが、評価報告書案を作成するまでの間に訂正や追加作成が生じたため、今年度は 8 月中に評価シートをまとめて送付する予定である。対象事業について、資料 1 をご覧ください。

文化プラザホール管理運営事業は、市民の文化活動を支援し、市民文化の創造を実現する文化の核施設として、ホールの全体状況を評価するために、今年度も、ホールに関する事業をまとめて、文化プラザホール管理運営事業として説明する。事業は、市の事業及びホール指定管理者が市に代行して実施する事業がある。文化プラザホールの維持管理事業としては、中長期的改修計画に基づき、計画的な施設の改修・修繕の実施をした。このことで、施設及び設備の安全と機能を維持し、将来の財政負担の軽減に努めた。

指定管理者の実施する部分としては、(参考資料①②③④を参照) 貸館等の運営として、調査評価委員会での意見を反映し、8 月から利用者に満足度調査を実施している。また、10 月に利用者アンケートを実施した。

文化プラザエリアの維持管理としては、平成 27 年度の修繕費 4,430 千円執行している。協定書上、1 件 60 万円未満を指定管理者が負担することになっているが、累積すると、非常に大きい負担である。

自主文化事業の実施としては、事業を「鑑賞系事業」「創造系事業」「普及系事業」「市民文化活動の支援」に分類し、全体のバランス等を精査して行うこととしている。ホール 10 周年事業「市民創作事業の実施」は、自主財源で展開し、記念事業を開催した。また、特設のホームページを開設した。

市はモニタリングとして、月例報告会 12 回、四半期報告会 4 回、年度報告会 1 回を実施し、その他、必要に応じて、指定管理者と協議した。ホールの運営管理に当たり、文化プラザが複合施設で切り分けの難しい施設であることが、様々な面で課題となっている。

連絡調整の場でもある施設長等連絡会は、7 回開催された。平成 27 年度から新たに市民交流

センターの指定管理者が株式会社パブリックサービスになり、情報共有がより重要となっている。

文化プラザホールの整備事業において、中央監視制御システム改修工事として、ホールの設備の自動化や、異常の監視・記録管理をコンピュータに集約させたもので、設備関係の人員削減につながり、安全とコストの両面で必要なシステムであるため、改修した。

舞台音響システム改修工事として、バッテリー、移動型スピーカー、録音媒体を更新した。

文化活動振興事業において、文化振興基本計画策定推進会議を開催し、総合計画に係る平成 26 年度実施計画進捗管理に関する意見聴取を行い、『(仮称) 逗子アーカイブス』の推進について検討した。

文化振興基本計画調査・評価委員会：平成 26 年度事業に関する報告書を作成した。重点事業としては、逗子アートフェスティバル開催 (ZAF2015) (参考資料④15 頁、参考資料⑤)、アウトリーチ活動の充実 (参考資料④12 頁)、文化振興のための環境づくり、(仮) アーカイブスの構築に関する事業を実施した。

文化スポーツ課以外の部署で所管する事業としては、今年度も継続性の観点から、市民協働課と経済観光課に文化振興に関わる事業について自己評価を依頼した。経済観光課は昨年同様、自然の回廊プロジェクト推進事業とした。市民協働課は、共有ネットワーク構築事業について報告があった。

引き続き、評価の進め方について説明する。資料 2 をご覧ください。

文化振興基本計画全体としての進捗状況を確認するため、個別の事業の一部を選択して記載している。特徴的であるのは、指定管理者に運営管理されているホールが、地域文化の担い手として、様々な施策に深く関わっているということである。ホールの維持管理事業のみならず、文化活動の事業、市民企画の共催事業の支援、逗子アートフェスティバルの連携企画についても実施している。指定管理者は逗子アートフェスティバル実行委員会の一員でもある。逗子アートフェスティバルは、逗子市総合計画の中でのリーディング事業として位置付けられたので、記載箇所も多い。

資料 2-2 をご覧ください。文化振興事業のうち、総合計画に関わる部分についての進行管理票である。進行管理の対象は 3 事業となっているので、文化振興基本計画の進捗状況の評価するには不足するが、参考にしていただきたい。新総合計画において、各基幹計画、それに付随した個別計画、全て統一した進行管理表に基づいて進行管理をすることになっている。進行管理するのは、個別計画での懇話会であり、文化振興基本計画は文化振興基本計画策定推進会議で行っている。今回資料 2-2 ①②③の 3 件の事業については、総合計画上に位置づけられているというものを同会議で報告し、それを参考に添付している。

評価シートは資料 2-3 をご覧ください。個々の事業の計画全体への位置づけが評価に反映されるように工夫してもらいたいということ、また、前年度の課題への対応を示すこと、とのご指摘を前回の会議で頂戴した。そういう点に留意しながら、評価シートを 8 月中に送付する予定である。

(東海委員長) ご意見やご質問があれば願する。

(富岡委員) 参考資料 4 のホール自主事業要覧の中で、目次部分の「分類」と各事業の詳細ページでの「分類」が一致していない。事業のタイトルに整合性がないものがある。目次の 3 つ目「絵

本を作ろう」は、子どものための絵本作りだけになっているが、詳細ページでは、大人のための絵本作りも記載されている。また、主催、共催の表記もわかりづらい。

(事務局) ご指摘の通りである。指定管理に関する基本協定書に付随する仕様書で自主文化事業実施の基準を定め、「企画に際して…(中略)…事業全体のバランスや重点の置き方、事業間の関連付けと相乗効果等について精査し、明確にしたうえで行うこと。」としている。その中で、「鑑賞系事業」「創造系事業」「普及系事業」「市民文化活動の支援」に分類している。事業として実施するまでに、ワークショップが追加されたり、新たな企画を立案したりする場合もある。資料については、指定管理者に修正を指示して差替える。

また、主催・共催については、指定管理者の視点で、指定管理者の主催したものか、他の実行委員会などと協力して開催したものか、実施の状況で区別される。30頁のトリオリサイタルは、ホールが企画・実施したので主催、31頁の子どもフェスティバルは、企画は実行委員会で、ホールは施設の提供や受付窓口となり、共同で実施したものとして共催になる。

(東海委員長) 主催・共催の区分はともかく、どういう目的で事業を実施するのかが大切なことである。計画段階で事業のバランスを精査していながら、実施段階で変更したら、当初の約束と変わってしまう。そのところが、意味なく変わることは好ましくない。

また、資料2-2の事業進行管理票にある「審議会、懇話会等の意見」は、文化振興基本計画策定推進会議の中で出た意見のポイントをまとめているということであるが、結構手厳しい指摘もある。きちんと進行管理の評価をしていただいているとの印象を受けた。

資料2進捗状況表(6)③「近隣市町との連携」に記載のあるS a M A L (相模湾三浦半島アートリンク)について、説明をお願いする。

(事務局) 相模湾、三浦半島の様々なアートプロジェクト等について、連携をしながら協力するネットワークを構築する活動である。その核になっているのが、関東学院大学である。山崎委員から説明をお願いしたい。(山崎委員より資料配付)

(山崎委員) 事業は、大きく4つの柱で実施されている。資料には昨年度の実施内容を記載している。「アートプロジェクト人材育成講座」は8回実施した。本講座はアートマネジメントの実務レベルのパワーアップが求められたが、結局は講座を重ねるうちに、アートは自分にとって何か、アートで地域は変えられるのか、なぜアートでなくてはならないのかといった根源的な問いについて考えざるを得なくなった。「キュレーション・企画展示実践講座」は、一つの企画を素材にして企画立案から運営までを学ぶ講座である。昨年度は、逗子アートフェスティバルの市民企画「コツボプロジェクト」が対象の一つとなった。「アートプロジェクトの調査・評価」は、今年度の重点事業として取り上げている。「アートプロジェクトのアーカイブ化」は、過去の記録を未来に活かしていくという観点からアーカイブ化の重要性を捉え実施するものである。「アートリンク会議」は、6回開催し、6つのアートプロジェクトの担い手らが情報交換した。今年度もその予定である。

関東学院大学は、昨年度及び今年度の文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」に採択された。最長3年の応募が可能であるので、来年度も文化庁が募集すれば申請する予定である。しかし、それ以降地域のアートプロジェクトをどのように継続させていくのが最も重要なことである。

(東海委員長) 逗子の活動を応援して頂き、感謝する。

その他、「湘南邸園文化祭」という事業がある。邸宅・庭園や歴史的建造物を使って、文化的なイベントを実施する。範囲は相模湾沿岸地域一帯であるので、横須賀、三浦も含まれ、かなり広域である。県が始め、今は各地のNPO等の地域団体が活動を引継いでいる。

資料中の葉山町、鎌倉市はどのように協力したのか。

(事務局) 葉山町と鎌倉市には逗子アートフェスティバルのガイド(広報印刷物)を置くなど、広報面で協力頂いた。

(東海委員長) それでは、評価の対象と進め方についてはよろしいか。報告書については次回の委員会で検討・討議をする。

次に、議題(2)平成28年度事業について、事務局から願います。

(事務局) 資料3をご覧ください。平成27年度と変わるところは、次の2点である。

1点目は、指定管理者の中間評価に関する委員会の開催について、指定管理期間の中間年に指定管理者の業務実施の状況の確認し、後半の業務の改善と、次期の指定管理者の選定への参考資料を得るものである。平成28年4月1日付けで「指定管理者候補選定委員会規則(参考資料6)」を改正した。もう1点は、用地購入についてである。ホールの用地は大部分が借地であるものの、その一部を市が購入することとなった。現在購入手続き中である。

(東海委員長) ホール指定管理者について、第1期の指定期間が平成29年度までの4年間であるので、来年度に次期指定管理者の指定をするため、今年度中にその準備をするということか。

(事務局) 第1期の選定時は、選定方法が決定したのが平成25年3月議会であったため、平成25年4月から年度中に選定委員会の設置、説明会の開催、募集、選定、協定締結、引継ぎ等の業務を遂行した。今年度は、実際の選定等の準備は行わず、評価だけを実施する予定である。

(東海委員長) 委員は当初の選定委員会から継続しているのか。

(事務局) 継続していない。事情に通じている、当初の指定管理者候補選定委員会の委員に主として、新たに依頼する。

(富岡委員) 次期の指定管理者の選定方法は決定しているのか。

(事務局) まだ決定していない。中間評価の結果を踏まえて、検討される。

(東海委員長) ホールと交流センターの指定管理者とが異なるのは、良い面も良くない面もあることと推察する。所管ではないが、交流センターの指定管理者も中間評価があるのか。

(事務局) 同様に中間評価が実施される予定である。

(太下委員) 資料2-2③の事業進行管理票の「審議会・懇話会等の意見」の中で「実施した改修、先送りした改修が具体的にわかるように報告してほしい」という意見があった。このことについては、まさにその通りだと思う。昨年度実施した修繕は、それ自体は評価すればいいのだが、むしろ、先送りした修繕があるならば、そのことの方が重要なことである。是非、指定管理者の中間評価の中では、指定管理者が適切に修繕をしているかの確認をする必要がある一方で、指定管理者が現場で必要と言っているながら市が予算化していない修繕があれば、それはきちんとチェックするということをしてもらいたい。

指定管理者の中間評価の委員会は、この委員会と所掌が重複するように思う。修繕や整備事業の評価は、中間評価の委員会で実施し、文化振興基本計画の調査・評価委員会では、指定管理者

の自主文化事業や、貸館の運営事業等、文化の中身そのものにかかわる評価をする、役割分担が必要であると思う。実際、支出については、文化事業のソフト面よりも施設のハード面の方が大きいので、適切な税金の使い道という点では、中間評価の委員会で評価するのが適切だと考える。

また、平成 27 年度についてではないが、施策の柱（3）③「文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ」の備考欄に「高齢者や障がい者へのアウトリーチや鑑賞機会の充実へ」とある。このことについて、今年度の4月から障害者差別解消法が施行されている。この法律はタイトル通り、障害者を差別してはないというものであるが、厳格に適用されるとなると、非常にコストがかかる。法律上では合理的配慮ということで、できることから実施するということであるが、段差解消等施設のハード面だけではなく、文化の中身をそのものの鑑賞の面でも、いろんな意味でバリアフリーを実施していくことになる。何かを実施しなければ、やがては合理的配慮をしていない、ということになり、周辺の自治体と比べて相対的に逗子市が遅れ、結果的に障がい者を差別しているということになりかねない。十分に配慮して頂き、建物の管理所管や指定管理者と十分に協議し、中間評価の中でもそういった配慮をしてもらいたい。

同様に、高齢者については、進行管理表の2-2①の「審議会・懇話会等の意見」として「高齢の方が楽しめる企画が少なく、特に文化協会の企画の減少が気になる」とある。逗子市はかなり高齢者率が高い自治体であるので、高齢者が楽しめるような、参加できるような企画への配慮があってもいいのではないかと思う。日本はまさに世界最先端の高齢化地域なので、逆に自治体単位でそういう取り組みをしていけば、いろんな意味でモデルケースになりうると思う。

(東海委員長) 逗子市では、逗子アートフェスティバルが従来の文化祭を包含した。文化祭は、平成 25 年度までは文化協会が市の委託を受けて実施していたが、現在は文化協会が主催している。加入組織に高齢化の傾向があるため、逗子アートフェスティバルとの融合により発展を目指すことが狙いであったはず。決して高齢者向けの企画が少ないということではない。伝統ある文化祭と逗子アートフェスティバルは別だと思っている方がまだ多い中での意見だといえる。時間をかけて、理解が深まっていくと良いと思う。

それでは、平成 28 年度事業については以上とする。

その他として、逗子市郷土資料館の資料をご覧ください。桜山 8 丁目の蘆花記念公園にある歴史文化的な建物である。建物は今後どうなるのか。

(事務局) 社会教育課に状況を確認したところ、瓦が落ちる等老朽化しており、補修を検討し始めたと聞いている。今後は公園の一部として、市民が集まる拠点として利活用をしていく。蘆花記念公園の一角にあるので、徳富蘆花の資料等は今まで通り保管していく。今年度中に耐震検査を行って、どのような補修が必要かを検討する。蘆花記念公園については、環境都市部緑政課と社会教育課で調整して、今後施設の管理運営を検討していくと聞いている。建物が無くなることはない。

(東海委員長) 蘆花に因んだものは特化していく方向か。そうでない郷土資料はどうするのか。

(事務局) それは今後調整すると聞いている。まずは耐震審査、建物のメンテナンスを実施する。

(東海委員長) 郷土資料館は、一時、徳川家達が別荘としていたところ。逗子市内では昔の別荘が次第に減っている。ぜひ残して欲しい。郷土資料館はあまり広い施設ではないので、蘆花に特化することはいいのだが、その他の郷土資料はどうしていくのか考えてもらいたい。池子小学校、

小坪小学校などでは、利用されていない教室を利用して、その地区の漁具や農具など暮らしの道具を展示している。その辺を含めて、体系的に整理し、市民が見ることができるようにしていく必要がある。文化スポーツ課としても前向きに検討してもらいたい。今はなんでもないと考えていても、時代が進んで、将来価値が出てくるものもある。そういうものを大切にしてもらいたい。

文学も、鎌倉ほどではないが、逗子ゆかりの作家が多い。「逗子の文学散歩道」パンフレットを見ると、逗子に住むなどゆかりの芥川賞作家が6人もいる。文学的な面も、歴史的な資料のコレクションも、体系的に考えて残してもらいたい。意外と若い世代に伝わっていないので、伝えていく必要がある。

(富岡委員) 鎌倉市でも日本遺産として、古い別荘文化だとか、近代の価値のある物の保存に取り組んでいる。

(東海委員長) 富岡先生のご専門であるが、企画の仕方によって、若い人も現物を見せれば集まってくると思う。

(事務局) 今年度に入って、文化振興基本計画策定推進会議の方でアーカイブスの構築に取り組んでいる。郷土資料館、池子の遺跡の資料館など色々な拠点を見学した。同会議でも、郷土資料館の建物の貴重な価値等の意見が出ていたので、所管課には伝えている。今後、緑政課と社会教育課の打合せには、文化スポーツ課も参加させて欲しいと申し入れている。

(東海委員長) それでは次回の日程調整をする。

(事務局) 第2回委員会は、11月2日(火)午前10時より願する。今年の逗子アートフェスティバルの開催期間中であるので、是非ご覧いただきたい。

(東海委員長) 本日は長時間にわたりご協議をいただき誠にありがとうございました。以上をもって閉会とする。